

「小型衛星の打ち上げ・利用に関する研究会」開催要綱

1 名 称

本研究会は「小型衛星の打ち上げ・利用に関する研究会」と称する。

2 目 的

本研究会は、北陸3県で小型衛星の打ち上げを計画している関係者間で衛星の利用目的や計画について情報共有を図るとともに、小型衛星の使用する電波の周波数の調整が円滑にできるよう、使用する周波数帯、運用地域などの決め方をケーススタディして、これらの結果を事例集・ノウハウ集としてとりまとめることを目的とする。

3 調査研究事項

(1) 小型衛星の打ち上げ・利用動向に関すること

- ア 北陸3県での打ち上げ計画
打上時期、目的、関係機関等
- イ 北陸3県での利用動向
搭載機器（カメラ、センサー等）
利用分野・内容（画像による森林管理、X線による宇宙観測等）
今後の展望（デバイス開発等）
- ウ 北陸3県以外で先行している事例

(2) 周波数調整に関すること

- ア 国際周波数調整の制度の詳細
- イ 小型衛星が利用可能な周波数、軌道等の諸元
- ウ 国際電気通信連合への手続きまでに準備すべき事項
- エ 事前公表資料及び通告資料作成時の注意事項
- オ 国際周波数調整を円滑に行うための手法
- カ 小型衛星の国際周波数調整の事例
- キ 小型衛星が国内の無線局と調整すべき事項及びその事例

4 構成・運営

- (1) 本研究会は総務省北陸総合通信局の主催とする。
- (2) 本研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会に座長を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定める。
- (5) 座長は本会研究を招集し主宰する。
- (6) 本研究会には必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (7) 座長は本研究会の終了後、結果を北陸総合通信局長に報告する。
- (8) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合その他の座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- (9) 座長は上記のほか、本研究会の運営に必要な事項を定める。

5 開催期間

平成29年6月から平成30年3月までとする。

6 庶務

本研究会の庶務は総務省北陸総合通信局無線通信部企画調整課及び事務の請負業者が行う。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。